

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 名古屋市南区豊田二丁目18番3号

氏名 株式会社 西山商店

代表取締役 西山 幸光

令和6年2月29日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第15条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和6年4月1日

知立市長 林 郁 夫



許 可 業	一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業
作 業 区 域	知 立 市 内 全 域
許 可 期 間	令 和 6 年 4 月 1 日 ~ 令 和 8 年 3 月 3 1 日
許 可 条 件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を遵守すること。 (2) 知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、規則、その他、市の指示に従うこと。 (3) 法律等が改正された場合、若しくは、市長が必要と認めたときは許可を取り消し、条件を変更し、又は、別に指示することがある。